

特別養護老人ホーム プレミア草加南

重要事項説明書

＜ 令6年8月1日現在 ＞

1. 設 置 者

法 人 の 名 称	社会福祉法人 白寿会
法 人 の 所 在 地	東京都足立区扇1丁目3番5号
代 表 者 名	理事長 川名美枝子
電 話 番 号	03-3890-3333

2. ご利用施設

施 設 の 名 称	特別養護老人ホーム プレミア草加南
事 業 の 種 類	ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設
介護保険指定番号	1191800208
利 用 定 数	29人
施 設 の 所 在 地	埼玉県草加市柳島町890番4
施 設 長 名	田 嶋 一 行
電 話 番 号	048-934-9601
F A X 番 号	048-934-9602

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事 業 の 種 類	介護保険指定番号	利 用 定 数
特別養護老人ホーム プレミア草加南 (短期入所生活介護)	1171802323	10人
グループホーム プレミア草加南	1191800224	18人
プレミア草加南居宅介護支援事業所	1171802190	

4. 事業の目的

社会福祉法人 白寿会が開設する特別養護老人ホーム プレミア草加南は、ユニット型地域密着型指定介護老人福祉施設として、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し適切な介護を行うことを目的とします。

5. 運営の方針

(1) 利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者へのサービスの提供に関する計画に基づ

き、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な生活を営むことを支援する。

- (2) 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携をとるよう努めるものとする。

6. 主な居室および設備の概要

居室および設備	数	居室および設備	数
ユニット（食堂兼居間） （内訳） 9名×1 10名×3	4	浴室（一般浴・特殊浴）	5
		事 務 室	1
		医 務 室	1
個 室	39	交流スペース	2
介護職員室	2	エレベーター	1

7. 主な職員の人数

職 種	常 勤	非 常 勤	員 数
施 設 長	1		1
生 活 相 談 員	2		2
介護支援専門員	1 (1) ※1		1 (1)
介 護 職 員	16 (4) ※2	4 (2) ※2	20 (6)
看 護 職 員	3		3
嘱 託 医 師		1	1
機能訓練指導員	3 (3) ※3		3 (3)
管 理 栄 養 士	1		1

※1 介護職員と兼務

※2 介護職員について短期入所生活介護と兼務

※3 サテライト型居宅施設に付き、本体施設での配置

8. 主な職種の勤務体制

職 種	勤 務 形 態
医 師	隔週にて診療を行います。
介護職員	早番 7:00～16:00 日勤 (A) 7:30～16:30 日勤 (B) 9:00～18:00 遅番 12:30～21:30 夜勤 16:30～翌9:30 21:30～翌7:30
生活相談員 看護職員	日 勤 8:45～17:45 ※看護職員夜勤については、交代で自宅待機を行い緊急時に備えます。

9. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

① 食事の提供

管理栄養士が立てる献立表により、利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(食材料費は給付対象外です) 食事はできるだけ離床して居間にて召し上がっていただけるように配慮します。

＜食事時間＞ 朝食 7:45～8:45 おやつ 15:00～15:30
昼食 11:45～13:00 夕食 17:30～19:00

② 日常生活の支援

排泄・・・ご自分でトイレの使用が難しい利用者の方々にはその状態に応じてトイレ誘導を行い、できる限りおむつを使用しないで日常生活が過ごせるように心掛けています。おむつを使用しなければならない方は、尿の量や皮膚の状態を考慮して各種おむつ、尿とりパットを併用します。

入浴・・・入浴は利用者の方の状態に応じて、一般浴(手すりや、階段がついた浴槽と一般家庭用の浴槽)、又は特殊浴(座ったままでの入浴、寝たままでの入浴が可能な特殊浴槽での入浴)で週2回、午前と午後どちらかで入浴いたします。入浴ができない方は清拭を行います。

更衣等・・・寝たきり防止のため、できる限り離床します。生活のリズムを考慮しながら、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう支援します。

生活相談・・・生活相談員に介護・介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

③ 機能訓練等

利用者の機能維持、日常生活動作の自立・改善を目的としています。楽しく広がりのある生活を送っていただくよう努めています。

④ 安全管理等

防災、避難訓練(年2回実施)等設備を含め安全面に常時配慮しています。

(2) サービス利用料金

- ・所得に応じ、負担割合、居住費、食費が変更されます。
- ・下記表1～10の金額は保険給付対象の為、1割～3割となります。
- ・負担金額は別頁の加算一覧表の10割負担金額に基づきます。(小数点以下切捨)
- ・地域区分別1単位当たりの単価10,45円(5級地)
- ・下記の表は1日当たりの自己負担参考例となります。利用日数により単位計算を行うため多少の誤差が生じる場合がございます。

負担限度額第4段階サービス利用料金(介護保険利用者負担1割の場合)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	713 円	787 円	866 円	942 円	1,015 円
2. 夜勤職員配置加算Ⅱイ	48 円	48 円	48 円	48 円	48 円
3. 看護体制加算Ⅰイ	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
4. 看護体制加算Ⅱイ	24 円	24 円	24 円	24 円	24 円
5. 日常生活継続支援加算Ⅱ	48 円	48 円	48 円	48 円	48 円
6. 栄養マネジメント強化加算	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
7. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円
8. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	121 円	131 円	141 円	152 円	162 円
9. 医療連携体制加算	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円
10. 居 住 費	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円

11. 食 費	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円
12. 自己負担合計 (1 日あたり)	4,838 円	4,922 円	5,011 円	5,098 円	5,181 円

負担限度額第 3 段階サービス利用料金① (介護保険利用者負担 1 割の場合)

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用料金	713 円	787 円	866 円	942 円	1,015 円
2. 夜勤職員配置加算Ⅱイ	48 円	48 円	48 円	48 円	48 円
3. 看護体制加算Ⅰイ	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
4. 看護体制加算Ⅱイ	24 円	24 円	24 円	24 円	24 円
5. 日常生活継続支援加算Ⅱ	48 円	48 円	48 円	48 円	48 円
6. 栄養マネジメント強化加算	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
7. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円
8. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	121 円	131 円	141 円	152 円	162 円
9. 医療連携体制加算	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円
10. 居 住 費	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円
11. 食 費	650 円	650 円	650 円	650 円	650 円
12. 自己負担合計 (1 日あたり)	3,058 円	3,142 円	3,231 円	3,318 円	3,401 円

負担限度額第 3 段階サービス利用料金② (介護保険利用者負担 1 割の場合)

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用料金	713 円	787 円	866 円	942 円	1,015 円
2. 夜勤職員配置加算Ⅱイ	48 円	48 円	48 円	48 円	48 円
3. 看護体制加算Ⅰイ	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
4. 看護体制加算Ⅱイ	24 円	24 円	24 円	24 円	24 円
5. 日常生活継続支援加算Ⅱ	48 円	48 円	48 円	48 円	48 円
6. 栄養マネジメント強化加算	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
7. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円
8. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	121 円	131 円	141 円	152 円	162 円
9. 医療連携体制加算	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円
10. 居 住 費	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円	1,370 円
11. 食 費	1,360 円	1,360 円	1,360 円	1,360 円	1,360 円
12. 自己負担合計 (1 日あたり)	3,768 円	3,852 円	3,941 円	4,028 円	4,111 円

負担限度額第 2 段階サービス利用料金 (介護保険利用者負担 1 割の場合)

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用料金	713 円	787 円	866 円	942 円	1,015 円
2. 夜勤職員配置加算Ⅱイ	48 円	48 円	48 円	48 円	48 円

3. 看護体制加算Ⅰイ	13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
4. 看護体制加算Ⅱイ	24 円	24 円	24 円	24 円	24 円
5. 日常生活継続支援加算Ⅱ	48 円	48 円	48 円	48 円	48 円
6. 栄養マネジメント強化加算	12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
7. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円	(1 か月) 53 円
8. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	121 円	131 円	141 円	152 円	162 円
9. 医療連携体制加算	6 円	6 円	6 円	6 円	6 円
10. 居 住 費	880 円	880 円	880 円	880 円	880 円
11. 食 費	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
12. 自己負担合計 (1 日あたり)	2,308 円	2,392 円	2,481 円	2,568 円	2,651 円

負担限度額第4段階サービス利用料金（介護保険利用者負担2割の場合）

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	1,426 円	1,574 円	1,731 円	1,883 円	2,030 円
2. 夜勤職員配置加算Ⅱイ	96 円	96 円	96 円	96 円	96 円
3. 看護体制加算Ⅰイ	25 円	25 円	25 円	25 円	25 円
4. 看護体制加算Ⅱイ	48 円	48 円	48 円	48 円	48 円
5. 日常生活継続支援加算Ⅱ	96 円	96 円	96 円	96 円	96 円
6. 栄養マネジメント強化加算	23 円	23 円	23 円	23 円	23 円
7. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	(1 か月) 105 円	(1 か月) 105 円	(1 か月) 105 円	(1 か月) 105 円	(1 か月) 105 円
8. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	241 円	262 円	282 円	303 円	324 円
9. 医療連携体制加算	11 円	11 円	11 円	11 円	11 円
10. 居 住 費	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円
11. 食 費	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円
12. 自己負担合計 (1 日あたり)	5,871 円	6,040 円	6,217 円	6,390 円	6,558 円

負担限度額第4段階サービス利用料金（介護保険利用者負担3割の場合）

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. サービス利用料金	2,138 円	2,361 円	2,596 円	2,825 円	3,044 円
2. 夜勤職員配置加算Ⅱイ	144 円	144 円	144 円	144 円	144 円
3. 看護体制加算Ⅰイ	38 円	38 円	38 円	38 円	38 円
4. 看護体制加算Ⅱイ	72 円	72 円	72 円	72 円	72 円
5. 日常生活継続支援加算Ⅱ	144 円	144 円	144 円	144 円	144 円
6. 栄養マネジメント強化加算	35 円	35 円	35 円	35 円	35 円
7. 科学的介護推進体制加算Ⅱ	(1 か月) 157 円	(1 か月) 157 円	(1 か月) 157 円	(1 か月) 157 円	(1 か月) 157 円
8. 介護職員処遇改善加算Ⅰ	361 円	392 円	423 円	455 円	486 円
9. 医療連携体制加算	16 円	16 円	16 円	16 円	16 円
10. 居 住 費	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円	2,200 円

11. 食 費	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円	1,600 円
12. 自己負担合計(1日あたり)	6,905 円	7,159 円	7,425 円	7,686 円	7,936 円

*介護保険関係法令の改正等により給付額等に変更があった場合、変更された額に合わせて変更する場合は事前にご説明しご承諾いただきます。

*入所後30日間に限り、上記料金以外に初期加算(1日30単位)が加わります。

また、1ヶ月以上の入院後再び入所した場合は、30日間加算が加わります。

*入所時1回に限り、上記料金以外に安全対策体制加算(20単位)が加わります。

*利用者が、入所期間中に入院又は外泊された場合には、外泊時費用(1日あたり246単位)が発生します。この外泊時費用は、1ヶ月につき6日、月をまたがる場合には12日を限度とし、入院又は外泊の初日と最終日は除かれます。外泊時費用が発生している間は、上記(2)のサービス利用料金表に従い、居住費も発生します。また、入院・外泊期間のうち外泊時費用が発生しない期間については、負担段階に関わらず居住費として1日2,200円をいただきます。ただし、利用者の入院期間中、事業者が当該居室を短期入所生活介護に使用する事に同意し、かつ実際に使用した場合には、所定のサービス利用料金を支払う必要はありません。

(3) 加算一覧表

- ・ 単位数×10.45（地域区分 5 級地）＝10 割負担金額（小数点切捨）。
- ・（月）、（回）と表記されているものは日計算ではなく、月計算、回計算となります。
- ・ 介護保険の改定に合わせて変更になる可能性があります。

加算内容	単位数／日	10 割負担金額	加算内容	単位数／日	10 割負担金額
基本サービス費要介護 1	6 8 2	7,126 円	初期加算	3 0	313 円
基本サービス費要介護 2	7 5 3	7,868 円	看護体制加算Ⅰイ	1 2	125 円
基本サービス費要介護 3	8 2 8	8,652 円	看護体制加算Ⅱイ	2 3	240 円
基本サービス費要介護 4	9 0 1	9,415 円	経口維持加算Ⅰ（月）	4 0 0	4,180 円
基本サービス費要介護 5	9 7 1	10,146 円	経口維持加算Ⅱ（月）	1 0 0	1,045 円
夜勤職員配置加算Ⅱイ	4 6	480 円	経口移行加算	2 8	292 円
夜勤職員配置加算Ⅳ	6 1	637 円	科学的介護推進体制加算Ⅰ（月）	4 0	418 円
個別機能訓練加算Ⅰ	1 2	125 円	科学的介護推進体制加算Ⅱ（月）	5 0	522 円
個別機能訓練加算Ⅱ（月）	2 0	209 円	安全対策体制加算	2 0	209 円
口腔衛生管理加算（月）	9 0	940 円	精神科医療養指導加算	5	52 円
口腔衛生管理加算（月）	1 1 0	1149 円	日常生活継続支援加算Ⅱ	4 6	480 円
栄養マネジメント強化加算	1 1	114 円	サービス提供体制強化加算Ⅰイ	1 8	188 円
療養食加算（回）	6	62 円	サービス提供体制強化加算Ⅰロ	1 2	125 円
ADL 維持等加算（月）	3 0	313 円	サービス提供体制強化加算Ⅱ	6	62 円
ADL 維持等加算（月）	6 0	627 円	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6	62 円
看取り介護加算Ⅰ	72～1280		若年性認知症利用者 受入加算	1 2 0	1,254 円
外泊時費用	2 4 6	2,570 円	認知症行動・ 心理症状緊急対応加算	200	2,090 円
常勤医師配置加算	2 5	261 円	在宅復帰支援機能加算	1 0	104 円
障害者生活支援体制加算Ⅰ	2 6	271 円	在宅入所相互利用加算	4 0	418 円
障害者生活支援体制加算Ⅱ	4 1	428 円	退所前訪問相談援助加算（回）	4 6 0	4,807 円
認知症ケア専門加算Ⅰ	3	31 円	退所後訪問相談援助加算（回）	4 6 0	4,807 円
認知症ケア専門加算Ⅱ	4	41 円	退所時相談援助加算（回）	4 0 0	4,180 円
再入所時栄養連携加算（回）	4 0 0	4,180 円	退所前連携加算（回）	5 0 0	5,225 円
配置医師緊急時対応加算（回）	6 5 0 又は 1,300	6,792 円	外泊時在宅サービス 利用費用	5 6 0	5,852 円
生活機能向上連携加算（月）	2 0 0	2,090 円	自立支援促進加算（月）	3 0 0	3,135 円
排せつ支援加算Ⅰ（月）	1 0	104 円	褥瘡マネジメント加算Ⅰ（月）	3	31 円
排せつ支援加算Ⅱ（月）	1 5	156 円	褥瘡マネジメント加算Ⅱ（月）	1 3	135 円
排せつ支援加算Ⅲ（月）	2 0	209 円	在宅・入所相互利用加算	4 0	418 円
介護職員処遇改善加算Ⅰ（月）	総単位数×14%	※	協力医療機関連携加算（月）	5	6 円
退所時情報提供加算	2 5 0	2612 円			

※介護職員改善加算に関しては取得の総単位数に対して所定の数値を乗じた単位数となります。この為、詳細な金額は個人により変化いたしますので別途ご確認下さい。

(3) 介護保険給付外サービスおよび利用料金

① 理美容サービス

近隣の理美容室の出張による理美容サービスをご利用できます。
費用は実費となります。

② サークル活動、行事について

利用者の趣味や活動能力に応じて様々なサークル活動をご用意しています。これらの運営は職員をはじめボランティア、地域の方々の協力を得て行っています。
年間行事として、お花見や盆踊り、外出、クリスマス、敬老会など四季にあわせた行事を開催しています。代理人にはその都度ご連絡いたしますので、お気軽にご参加下さい。
また、行事等により別途参加費等がかかる場合があります。

③ 行政手続代行

行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申出下さい。ただし、手続にかかる経費はその都度お支払いいただきます。

④ 日常生活費用支払代行に係る金銭の保管について

- ・日常生活に係る諸費用に関する支払代行を行います。場合によっては利用者ご本人名義の金融機関の通帳等をお預かりします。サービス利用に際しては、別途「日常生活費用支払代行・金銭保管契約書」の締結が必要となります。また、保管管理費をいただいております。
- ・ご本人で金銭管理が難しい方はプレミアム草加南で保管、管理し取扱については複数の職員が立会い、事故のないよう最善の方法をとらせていただきます。

⑤ その他のサービス

介護保険の適用を受けられないサービス等については、その都度お申出を受けご相談させていただきます。

10. 利用料等のお支払について

事業者は、当月の利用料金の合計請求書に明細を付して、翌月10日以降に利用者へに通知します。利用料は原則、指定の金融機関口座から翌月27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に自動引落いたします。残高不足等で引落不能の場合は、下記の口座へお振込でお支払いいただきます。また、その場合当月の利用料金は翌月末日までにお支払ください。

<お支払方法>

① 利用者（代理人）金融機関口座から自動引落

② 当事業所の下記指定口座へのお振込み

（振込手数料は、利用者負担とします）

銀行名 三菱UFJ銀行 千住支店

口座番号 普通 0157733

口座名義 社会福祉法人 白寿会 理事 川名美枝子

11. 嘱託医師及び協力医療機関について

協力医療機関との連携において、入居者への医療提供体制を確保し、配置医師及び協力医療機関との連携を図ります。また対応方法を必要に応じて変更し、年に1回以上急変時における対応を確認し指定権者に届け出を行います。

嘱託医師	白井 将志
医療機関の名称	みなみ草加クリニック
所在地	埼玉県草加市新里町107-1
電話番号	048-924-0600

協力医療機関の名称	医療法人財団 梅田病院
所在地	東京都足立区梅田7-1-2
電話番号	03-3840-4511

協力医療機関の名称 医療法人三誠会 川口誠和病院
所在地 埼玉県川口市江戸 3-35-46
電話番号 048-285-0661

協力医療機関の名称 社会医療法人社団慈生会 等潤病院
所在地 東京都足立区一ツ家 4-3-4
電話番号 03-3850-8711

協力医療機関の名称 医療法人社団大成会 武南病院
所在地 埼玉県川口市東本郷 2026
電話番号 048-284-2811

1.2. 医療行為及び健康管理について

- ① 入所後は原則としてプレミア草加南の嘱託医師の指示にて医療行為を行います。このため、入所前と違う投薬内容等になるなど、診療方法が変わってくる場合があります。入所前から利用されている医療機関を引き続きご利用になる場合は、面談時にご相談下さい。
- ② 嘱託医師により、月2回の診療日を設けて健康管理を行います。また、年1回の健康診断と、その他の検査については嘱託医師の指示により随時行い、1ヶ月ごとの体重測定を行います。
- ③ ご本人の状態に変化があれば昼夜問わず代理人にお知らせいたします。協力病院等への入院治療が望ましいと思われる場合にはご本人や代理人の意思を尊重した上、医療機関へ入院していただきます。入院・受診の際には原則ご家族対応となります。
- ④ 口腔内のたん吸引・胃ろうによる経管栄養が必要になっても、安心して施設で生活が続けられるよう、看護職員と介護職員の連携による医療的ケアを実施しております。
- ⑤ 眼科、歯科につきましては、利用者、代理人と相談の上、訪問診療にて対応いたします。

1.3. 退所の手続

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者および代理人の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。お預かり金品等について退所が決定されますと、代理人の方に、ご本人からお預かりしている金品等をお引渡し致します。

また、死亡退所の場合次のことをご了承下さい。

- ・ご遺体は原則として代理人の方に引き取っていただきます。

1.4. 代理人

契約締結にあたり、代理人を指名し契約書に署名捺印をお願いいたします。入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品を利用者自身が引き取れない場合には、代理人に連絡の上、お預かり金品を引き取っていただきます。

1.5. 終末期のお世話について

プレミア草加南では、高度な医療行為や延命治療は行えません。しかし、ご本人と代理人のご希望があれば心安らかな最期を迎えられるように最善を尽くさせていただきます。

1.6. 苦情の受付について

- ① 当施設における苦情の受付、第三者委員

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（担当者）：生活相談員（二本柳啓祐）

受付時間 8:45～17:45

電話番号 048-934-9601

- ・第三者委員：関島和子（地域推進運営会議委員） 090-8014-7288
古庄佐知子（民生委員） 048-925-2392

② 行政機関等

- ・埼玉県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号 048-824-2568
- ・草加市 健康推進部 地域介護課
電話番号 048-922-0151 (代)

17. 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くしますが、万が一、事故が発生した場合には以下の点に留意して対応させていただきます。

- ① 事故が発生した場合、あらかじめお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて行政等への関係機関にも連絡します。
- ② 事故を調査した結果に基づいて、代理人にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。
- ③ 事故後の対応は、利用者本人や代理人へ、誠意ある態度で対応させていただきます。
- ④ 事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は重大な過失がある場合、事業者は賠償責任を免除され、又は、損害額を減額されることがあります。

18. 身体拘束について

- ① 施設サービスの提供にあたり、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、利用者又はそのご家族に対して事前に口頭及び文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。
- ③ 施設長を長とする身体拘束廃止委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うとともに、常にその解消のため検討に努めます。

19. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 虐待を未然に防止する為、尊厳の保持・人格の尊重に対する配慮を常に心がけながらサービスを行います。
- ② 当該事業所、従業者による虐待を発見した場合には速やかに市町村に通報し、虐待に対する調査に協力するよう努めます。
- ③ 虐待防止責任者を定め、定期的に研修・委員会を開催し職員への周知徹底を図ります。

20. ハラスメント防止について

事業所は、精神的苦痛を受けた職員や組織への悪影響や損失を回避するためハラスメントで悩む施設関係者・職員・管理者は労働環境が整うよう取り組みます。

- (1) 当時業者に職員間及び、関係機関の職員との間においてハラスメントが発生しないよう取り組みを行います。
 - ① 円滑に日常業務が実施できるよう、日頃から正常な意思疎通に留意する。
 - ② 役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。
- (2) ハラスメント防止の為年1回は本基本方針を徹底するなどハラスメント研修を実施し努めていきます。
- (3) ハラスメントの相談窓口を設置し窓口は施設の長が担当となります。
- (4) 利用者・家族から、暴力やハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族に何らかの異変があった場合は、上司や窓口で報告・相談を行います。相談があった事例に対して問題点や課題を整理し会議での検討を行います。内容により関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

2 1. 感染症について

事業所に感染症または食中毒が発生したまたはまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための委員会を3か月に1回以上開催し担当者を配置し研修や訓練の実施を行います。
- ② 職員の健康状態及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③ 感染症の予防及びまん延防止の為に指針を整備します。

2 2. 災害、感染症に向けた業務継続の取り組みについて

- ① 災害、感染症発生時でも必要な介護サービスが継続的に提供する体制を構築し、事業継続に向けた計画書の策定、研修や訓練の実施を行う事とする。
- ② 災害時速やかな行動を周知・徹底し早期業務が開始されるよう防災訓練を年2回以上開催を実施します。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画を行います。
- ④ 事業所は防災責任者を定めます

2 3. 生産性の向上に資する取り組みについて

事業所は、介護現場における生産性の向上を促進するため次に掲げる措置を講じます。

- ① 介護現場における生産性向上を促進するため、課題を分析し利用者の安全と介護サービスの質や負担軽減を検討する委員会を定期的に開催します。
- ② 生産性向上の取り組みにより少子高齢化による介護需要の増加、介護職員不足の解消、介護サービスの質及び向上に努めていきます。

2 4. 口腔衛生の管理について

事業所は、入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていきます。

- ① 衛生歯科医との連携により定期的な助言・指導
- ② 口腔ケアを行う為の用具の整備・管理
- ③ 口腔ケアを実施する上での安全確保
- ④ 研修での職員の口腔ケアに対する知識、技術の習得及び向上

2 5. 栄養管理

事業者は、入居者の栄養管理を適切に行うこととし、管理栄養士が計画・栄養状態の記録・栄養ケアの進捗評価、必要に応じた見直しを行います。

2 6. 情報公表の透明化について

- ① 施設内書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、原則として重要事項説明書等の情報をウェブサイトに掲載し公表いたします。

2 7. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

(1) 面会について

- ① 面会の際には面会簿にお名前とご住所、続柄をご記入下さい。
- ② 面会時間は午前10時から午後18時までをお願いいたします。
- ③ 利用者の中には飲み込みの悪い方、食物の量のコントロールできない方、腐敗の判断ができない方、医師から食事に対して注意を受けている方もおられますので以下のことについては特に注意して下さい。
 - ・食物を持参した場合は必ず当該フロア（ユニット）の職員にお知らせください。
 - ・食物の手土産は少量にてお願いいたします。
 - ・生ものは1回で食べきれだけの量にてお願いいたします。
 - ・他の利用者に対しての差し入れ等はご遠慮ください。
- ④ ご面会者の方々の職員に対する心遣いは固くご辞退いたします。
- ⑤ 面会に来られた際、1階にある手指消毒器にて、手指の消毒や検温をお願いいたし

ます。施設内等での感染予防のためご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ⑥ 施設内において感染症(新型コロナウイルス・インフルエンザ・ノロウイルス・O-157等)が流行している場合は一時的に面会等をご遠慮していただく場合がございます。

(2) 外出・外泊

代理人が外出・外泊を希望される場合は、ご本人の体調が良ければ必要な時に自由に行ってください。なお、事前に所定の外出・外泊届に必要事項をご記入の上、提出して下さい。車いす等申し出ていただければお貸しすることも可能ですので、職員の方へお声を掛けてください。また、自宅までの送迎などについてはご家族様対応となります。

*感染症流行時時期には外出または外泊をご遠慮いただく場合がございます。

(3) 居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがいご利用下さい。不適切なご利用により破損等が生じた場合賠償していただく場合がございます。

(4) 喫煙・飲酒

火災予防のため喫煙される方は所定の喫煙場所をお願いします。ライターは当施設にてご用意いたしますのでお持ちにならないで下さい。飲酒は、ご希望により主治医・代理人との相談の上、夕食時に付けさせていただきます。

(5) 宗教活動・政治活動・迷惑行為等

施設内の他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はお断りいたします。騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないで下さい。施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。